



では、実際に「電子政府の総合窓口」
(e-Gov)にアクセスしてみよう!

<http://www.e-gov.go.jp>

「電子政府の総合窓口(e-Gov)」とは、総合的な行政ポータルサイトです。各府省の行政情報を国民の皆様にも有効に活用していただくために、総合的な行政サービスを提供しています。

例えば、各府省等が行っている意見公募案件を確認するほか、各府省等のホームページ検索や法令検索、電子申請機能などを利用することができます。

各府省等が行っている意見公募手続の
問い合わせ先はこちらです。

府省等	部署	電話番号(代表)
内閣官房	内閣総務官室	03-5253-2111
内閣法制局	長官総務室総務課	03-3581-7271
人事院	事務総局総務課	03-3581-5311
内閣府	大臣官房総務課	03-5253-2111
宮内庁	長官官房秘書課	03-3213-1111
公正取引委員会	官房総務課	03-3581-5471
警察庁	長官官房総務課	03-3581-0141
防衛省	大臣官房文書課	03-3268-3111
金融庁	総務企画局政策課	03-3506-6000
総務省	大臣官房政策評価広報課	03-5253-5111
法務省	大臣官房秘書課	03-3580-4111
外務省	大臣官房総務課	03-3580-3311
財務省	大臣官房文書課	03-3581-4111
文部科学省	大臣官房総務課行政改革推進室	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房総務課	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房文書課	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房政策評価広報課	03-3501-1511
国土交通省	大臣官房広報課情報公開室	03-5253-8111
環境省	大臣官房総務課	03-3581-3351
会計検査院	事務総長官房法規課	03-3581-3251

このパンフレットの内容についてのお問い合わせは以下まで

総務省行政管理局 行政手続室

TEL 03-5253-5111 (内線5353)

ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/index.html

ご存知ですか?

政令や省令などの案に
意見を提出できます

行政手続法に基づく意見公募手続

Public Comment Procedure



意見公募手続とは?

国の行政機関は政策を実施していく上で、さまざまな政令や省令などを決めます。これらの案をあらかじめ公表し、広く国民のみなさんの意見などを募集する手続(意見公募手続)が、平成18年4月1日からスタートしました。みなさんに積極的に意見を提出していただくことが、公正・透明な行政運営につながります。



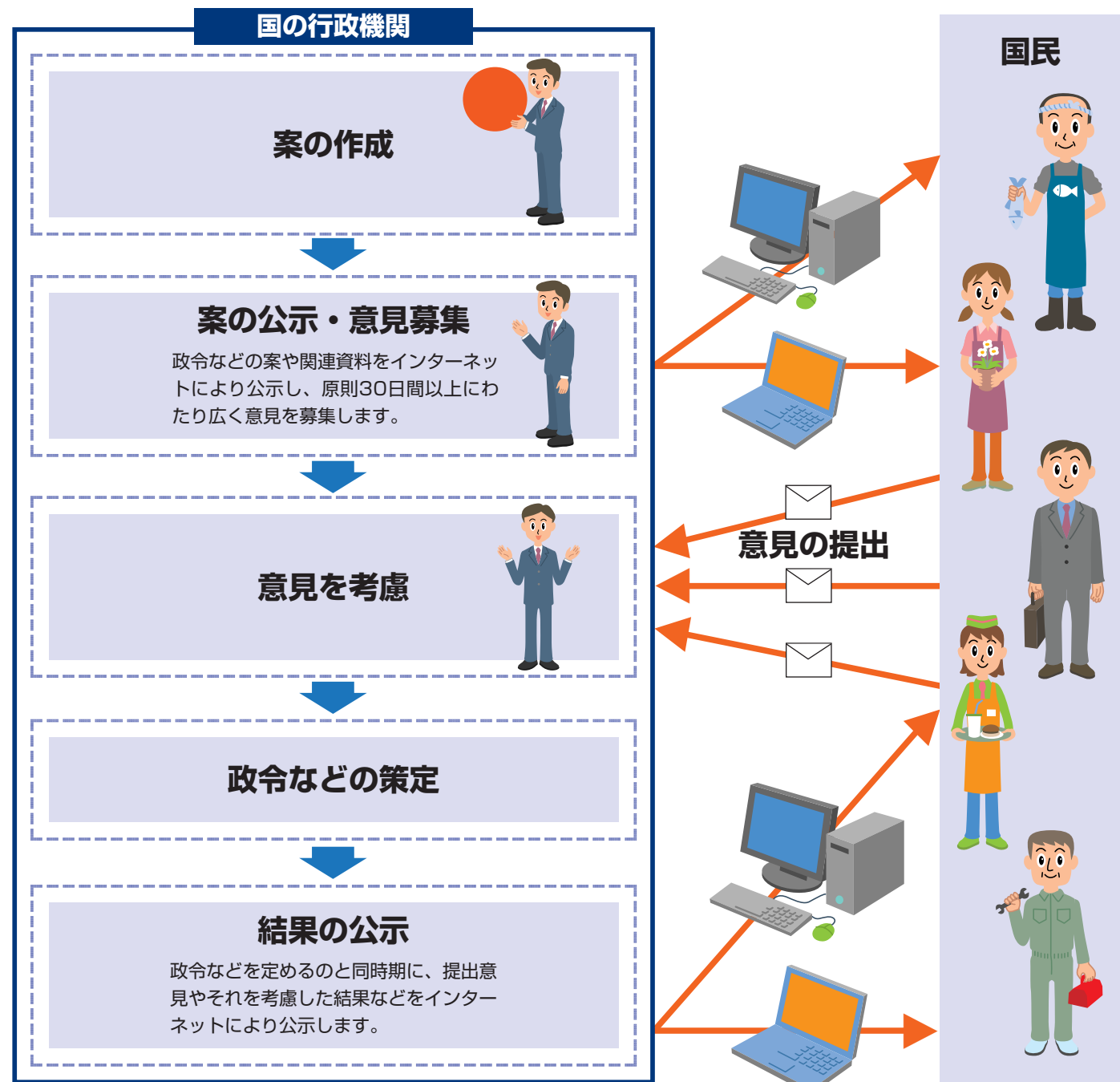
総務省行政管理局

どんなものに意見を提出できるの？

以下のものの案に対して意見を提出できます。[ただし、一部例外があります。くわしくは、行政手続法をご覧ください。]

政令	憲法および法律の規定を実施するために、内閣が制定する命令
府省令	それぞれの府省の大臣が、主任の行政事務について制定する命令
告示	国の行政機関がその決定した事項などを、広く一般に知らせるためのもの (このうち処分の要件を定めるものの案に対して、意見を提出できます)
審査基準	申請に対して許可などをすべきかどうかなどを判断するための具体的な基準
処分基準	許可や免許の取消などの不利益処分をすべきかどうかなどを判断するための具体的な基準
行政指導指針	複数の人に対して行おうとする行政指導に共通する事項

意見公募手続の流れ



どうやって意見を提出するの？

①まずは「電子政府の総合窓口」(e-Gov=イーガブ) をのぞいてみよう！

ここをクリック！

インターネットで「電子政府の総合窓口」(e-Gov)のサイトを開いてみて下さい。トップページに「パブリックコメント」のコーナーがあります。

②公募中の案件がズラリ！

「パブリックコメント」のコーナーにある「意見募集中の案件一覧」をクリックすると、公募中の案件が表示されます。これらは、公示日、意見・情報受付締切日、問い合わせ先で並べかえることができます。

③案件の詳細を見よう！

見たい案件をクリックすると、その案件の詳細が表示されます。ここでは、意見の提出方法や提出先などを見ることができます。

④意見を提出しよう！

メール FAX 切手

〒100-△△△△
東京都千代田区霞が関2-1-△

〇〇省△△局××課
御中

⑤結果を確認しよう！

e-Govのトップページにある「意見募集の結果一覧」から、各案件への提出意見やそれを考慮した結果などを確認することができます。